

甲賀市教育委員会委員の任命に係る議会同意について

令和 2 年 1 1 月 2 6 日に開会された、令和 2 年第 6 回甲賀市議会定例会（1 2 月）において、令和 2 年 1 2 月 1 8 日から令和 6 年 1 2 月 1 7 日までを任期とする甲賀市教育委員会委員に、藤田浩二氏を任命することが同意されました。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

（昭和 3 1 年 6 月 3 0 日法律第 1 6 2 号）

（任命）

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和 3 年度学校給食における食物アレルギー対応について

令和 2 年度から実施している食物アレルギー対応について、令和 3 年度はより多くの食物アレルギーのある児童生徒にとって給食が楽しみとなるよう対応品目を追加して実施します。

令和 2 年度

アレルギー対応給食開始（6 月→7 月に変更 新型コロナウイルス感染症対策のため）

主食 白ご飯の提供（パン・麺からの切り替え）
米飯回数 月 1 回増 → 週 3 回＋月 2 回
副食 卵（鶏卵・うずら卵） → 対応食の提供
そば・落花生は食材として使用しない。
牛乳 停止

令和 3 年度

アレルギー対応給食提供 4 月から実施
食物アレルギー対応 2 品目（えび・かに）追加する。
米飯を月 1 回追加する。
主食の献立のうち、ナンについて対応を追加する。

主食 白ご飯の提供（パン・麺・ナンからの切り替え）
米飯回数 月 1 回増 → 週 3 回＋月 3 回
副食 卵（鶏卵・うずら卵） → 対応食の提供
そば・落花生・えび・かには食材として使用しない。
牛乳 停止

甲賀市小中学校施設長寿命化計画（案）にかかる パブリック・コメントの実施について

本市では、小中学校の児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように施設環境を維持管理し、施設の現状を把握した上で、建物の機能や設備を良好に保つため、「甲賀市小中学校施設長寿命化計画」の策定を進めています。

つきましては、「甲賀市小中学校施設長寿命化計画（案）」について、市民の皆様に公表し、広く意見を募集します。

1. 周知方法

広報紙、市ホームページ、行政情報番組、文字放送、音声放送など

2. 意見募集期間

令和3年1月1日（金）から令和3年1月31日（日）

3. 公表の方法

教育総務課、土山、甲賀大原、甲南第一及び信楽地域市民センター各窓口での閲覧並びに市ホームページ、あいコムこうかポータルシステムへの掲載とします。

なお、教育総務課及び地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日である平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

4. 意見を提出できる方

パブリック・コメント手続の対象となる政策等に関し、意見等を提出する意思を有する個人および法人その他の団体。

5. 意見の提出方法

意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記のうえ、各閲覧場所へ持参していただくか、下記提出先に郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

6. 意見の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せて市ホームページで公表いたします。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はいたしません。

7. 問い合わせ・提出先

甲賀市役所 教育委員会事務局 教育総務課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
電話：0748-69-2240 FAX：0748-69-2293
Eメール：koka30100300@city.koka.lg.jp

甲賀市幼稚園・保育園施設長寿命化計画（案）にかかる パブリック・コメントの実施について

本市では、幼稚園・保育園施設の安心・安全な保育環境を維持するため、施設の現状を把握した上で、必要な点検や改修等を行うための「甲賀市幼稚園・保育園施設長寿命化計画」の策定を進めています。

つきましては、「甲賀市幼稚園・保育園施設長寿命化計画（案）」について市民の皆様に公表し、広く意見を募集します。

1. 周知方法

広報、市ホームページ、行政情報番組、文字放送、音声放送など

2. 意見募集期間

令和3年1月1日（金）から令和3年1月31日（日）

3. 公表の方法

保育幼稚園課、土山、甲賀大原、甲南第一及び信楽地域市民センター各窓口での閲覧並びに市ホームページ、あいコムこうかポータルシステムへの掲載とします。

なお、保育幼稚園課及び地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日である平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

4. 意見を提出できる方

パブリック・コメント手続の対象となる政策等に関し、意見等を提出する意思を有する個人および法人その他の団体。

5. 意見の提出方法

意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記のうえ、下記提出先まで郵送、ファックス、Eメールもしくは各閲覧場所へ提出してください。

6. 意見の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せて市ホームページで公表いたします。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はいたしません。

7. 問い合わせ・提出先

甲賀市役所 こども政策部 保育幼稚園課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話：0748-69-2182 FAX：0748-69-2298

Eメール：koka10295000@city.koka.lg.jp

令和 3 年（2021 年）甲賀市成人式の開催について

1. 趣旨 新成人を招き、新しい人生の門出を祝福し、将来を激励するとともに、一人ひとりが次代の地域社会を担う新成人としての自覚を新たにさせていただく機会として開催する。
2. 主催 甲賀市、甲賀市教育委員会、甲賀市成人式実行委員会
3. 日時 令和 3 年 1 月 10 日（日）
 - 開 場 13:00～
 - 第一部 記念式典 14:00～14:30
 - 第二部 記念イベント～新成人のつどい～
14:30～16:00
4. 会場 社会的距離の確保など 3 密（密閉・密集・密接）回避のため、以下の 6 会場分散開催とする
 - (1) あいこうか市民ホール（ホール）
 - (2) 碧水ホール（ホール）
 - (3) あいの土山文化ホール（ホール）
 - (4) かふか生涯学習館（研修室）
 - (5) 甲南情報交流センター（ホール）
 - (6) 信楽産業展示館（ホール）

※出身中学校別に会場を指定する
※各会場想定利用人数は別紙のとおり
5. 対象 平成 12 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日に生まれた方で、下記のいずれかに該当する方
 1. 甲賀市に住民登録のある方
 2. 現在、甲賀市に住民登録はしていないが、甲賀市内の学校に通ったことがある方、甲賀市内にお勤めの方で、甲賀市成人式への参加を希望する方

※参考：甲賀市住民登録数（令和 2 年 8 月 1 日現在）
男性 509 名 女性 448 名 合計 957 名
6. 日程 第一部 記念式典
 - 開 式
 - 国歌斉唱
 - 市民憲章唱和

市長式辞
来賓祝辞
来賓紹介
主催者紹介
新成人誓いのことば
閉 式

第二部 記念イベント～新成人のつどい～

①オープニングムービー（思い出スライドショー）

これまでの思い出写真や恩師からのメッセージを交えた写真・動画の放映

【新成人の「これまで」を振り返る時間】

②お楽しみ抽選会（一部6会場オンライン交流）

新成人による、新成人のための運試し企画

【新成人が「みんなで」楽しむ時間】

③新成人の主張（6会場オンライン交流）

各会場代表者（希望者）から新成人としての抱負や決意の発表

【新成人の「これから」を分かち合う時間】

7. 運営
- ・メイン会場とするあいこうか市民ホールにて主催者・来賓出席のもと記念式典を開催し、記念式典の様子を他会場にライブ配信する
 - ・第二部についても6会場双方向交流をオンラインにて実施する
 - ・各会場の運営は甲賀市・甲賀市教育委員会事務局職員及び成人式実行委員（新成人の各会場サポートメンバー含む）、会場施設管理者にて担うこととし、ライブ配信等は専門業者に委託する
 - ・ご来賓についても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登壇者を含めできる限り少人数で開催する

8. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・会場分散開催（3密防止）
- ・当日発熱や風邪の症状がある場合は参加見合わせを呼びかけ
- ・マスク着用の徹底（飛沫感染防止）
- ・入場前の検温、手指の消毒
- ・受付での入場者氏名および住所、連絡先の確認
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ利用の啓発
- ・座席の間隔を空ける（身体的距離の確保）

※防止策については事前に広報やホームページにおいて広く周知するとともに、成人式実行委員のSNSを活用して周知を行う

※新型コロナウイルス感染者の発生状況やイベントの開催自粛、施設の使用制限等の状況に応じた開催方法の変更や中止の判断基準を別途定めるものとする

[別紙]

令和 3 年（2021 年）甲賀市成人式〈各会場想定人数〉

会場名	集客可能人数(※1)	対象校	参加想定人数(※2)
あいこうか市民ホール	3 5 6 席	水口中学校 水口東中学校 その他(※3)	3 4 2 人
碧水ホール	2 1 6 席	城山中学校	1 5 3 人
あいの土山文化ホール	2 0 7 席	土山中学校	6 3 人
かふか生涯学習館	9 0 席	甲賀中学校	8 1 人
甲南情報交流センター	2 2 8 席	甲南中学校	1 9 7 人
信楽産業展示館ホール	1 5 0 席	信楽中学校	9 5 人

※1：集客可能人数は、国の「イベント開催制限の段階的緩和の目安」及び県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく、施設再開ガイドラインまたは利用基準による

※2：参加想定人数は、令和 2 年 8 月 1 日現在の住民登録数と生徒数（水口東中のみ）を基に算出した参加対象者数の 9 割にあたる人数

※3：その他は、市立以外の中学校卒業生及び中学卒業後に甲賀市へ移住された方を指す

「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について

1. 目 的

これからの21世紀を担う子どもたちが、市民とふれあい、こうかの伝統・自然・歴史・文化・産業などについて学びながら体験する中で、自ら考える力や行動する力を引き出す機会とし、社会教育の立場で支援することを目的として開催する。

「子ども未来会議」の活動を集約し社会参画への経験の“場”として、甲賀市に提案・提言などを行い、子どもたちからの意見を市行政が受け止める“場”として「子ども議会」を開催するものである。

また、子どもたちがその経験を活かして、今後「みんながつくる 住みよさと活気あふれる甲賀市」のため、地域活動への参画や青少年活動に活かしてくれることを大いに期待する。

2. 主 催 かふか21子ども未来会議実行委員会

3. 後 援 甲賀市 甲賀市教育委員会 甲賀市議会 甲賀市青少年育成市民会議

4. 日 時 令和3年1月24日（日）13：00～17：00

5. 場 所 甲賀市役所 5階議場

6. 子ども議員数 22名

7. 出席予定者

【甲賀市】・・・市長、副市長、教育長および各部長等

【甲賀市議会】・・・議長、副議長、厚生文教常任委員長

8. その他事項

（1）子ども議会議員の質問は、事前通告制とし、子ども議会開催の事前に事務局まで紙ベースで通告する。（12月10日（木）提出）

（2）1議員あたりの持ち時間は7分以内（質問、答弁、移動時間含む）とする。

（3）1議員1質問1答弁とし、再質問はなしとする。

（4）休憩については、概ね1時間に15分程度を目安に設ける。

（5）子ども議会議長については、事前に3名決めておき第1部、2部、3部で交代する。

当日日程（予定）

時間	内容	備考
12:30	○傍聴席受付開始	報道機関等の前撮影
12:50	○全員着席	
13:00	○議長 1 開会宣言	
	○国歌斉唱 市民憲章の唱和	
	○出席者紹介	
13:15	○【第 1 部】 質問&答弁 ・子ども議会議員 7 名（予定）	質問 2 分 3 0 秒以内 * 7 名 ≒ 1 8 分 答弁 3 分 3 0 秒以内 * 7 名 ≒ 2 5 分 実際 4 3 分
14:00	（休憩）	
14:15	議長 2 ○【第 2 部】 質問&答弁 ・子ども議会議員 8 名（予定）	質問 2 分 3 0 秒以内 * 8 名 ≒ 2 0 分 答弁 3 分 3 0 秒以内 * 8 名 ≒ 2 8 分 実際 4 8 分
15:05	（休憩）	
15:20	議長 3 ○【第 3 部】 質問&答弁 ・子ども議会議員 7 名（予定）	質問 2 分 3 0 秒以内 * 7 名 ≒ 1 8 分 答弁 3 分 3 0 秒以内 * 7 名 ≒ 2 5 分 実際 4 3 分
16:05	（休憩）	
16:20	○甲賀市議会議長総評	
16:25	○甲賀市長あいさつ	
16:35	○実行委員長お礼のあいさつ	
16:45	○閉会 終了後記念撮影	

議案第 9 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第27号

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の解嘱について

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年12月6日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員

(任期：令和 2 年 1 1 月 2 4 日から)

解嘱日：令和 2 年 1 2 月 6 日

	氏名	委員の構成	備考
1	吉田 藤伍	保護者	
2	中嶋 稔紀	保護者	

議案第 9 7 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第28号

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱について

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年12月7日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会委員

(任期：令和 2 年 12 月 7 日から)

	氏名	委員の構成	備考
1	大山 富治	保護者	
2	中嶋 理恵子	保護者	